れている者については、手続き開始の決定後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事を有している者と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。

⑷　平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

㋐　片持張出し架設工法により架設した最大支間長120m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

㋑　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）40m以上のコンクリート橋脚の工事

㋒　大口径深礎により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

㋐　片持張出し架設工法により架設した最大支間長60m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

㋑　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）20m以上のコンクリート橋脚の工事

㋒　大口径深礎により施工した場所打ち杭の工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合のＰＣ上部工施工者

㋐　片持張出し架設工法により架設した最大支間長120m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

④　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合の土木工事施工者

㋐　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）40m以上のコンクリート橋脚の工事

㋑　大口径深礎により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む。）している期間とする。なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

㋐　橋梁下部工工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁下部工工事の工事現場が稼働（準備工は含まない。）している期間。

㋑　橋梁上部工工事に係る工事経験を有する技術者は橋梁上部工工事の工事現場が稼働（準備工は含まない。）している期間。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い。）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、全ての工種の経験を同一の者が有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　橋梁上部工

⒜　片持張出し架設工法により架設した最大支間長60m以上あるＰＣ（ＰＲＣ）箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事

㋑　橋梁下部工

⒝　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎・大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。）20m以上のコンクリート橋脚の工事

⒞　大口径深礎により施工した場所打ち杭の工事

③　主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行にあたり配置できること。

①　設計管理技術　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

②　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、以下のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることはできない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ